毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大　分　県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
第七五四号
十一月十三日
（金曜日）

目次

告示
臨時種畜検査の実施 …… 一
林業種苗法による生産事業者の登録（二件） …… 一
付保義務の発生 …… 一
公告
農地を利用する権利の設定の裁定 …… 二

○告示

大分県告示第四百五十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和八年十一月十三日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

検査期日	検査場所	家畜の種類
令和八年十二月九日	竹田市久住町	牛

大分県告示第四百五十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和八年十一月十三日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　登録番号
南部第五十六号
二　生産事業者の氏名又は名称及び住所
黒岩　留夫
佐伯市大字木立千六百七十八番地一
三　生産事業の内容
1　種穂　採取
2　苗木　幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
四　事業所の所在地
佐伯市大字木立千六百七十八番地一

大分県告示第四百五十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和八年十一月十三日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　登録番号
豊第十号
二　生産事業者の氏名又は名称及び住所
徳永　卓也
竹田市荻町馬場九百三十七番地一　栄住宅十二号
三　生産事業の内容
1　種穂　採取
2　苗木　幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
四　事業所の所在地
竹田市荻町木下六百十番地二

大分県告示第四百五十五号

杵築市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和八年十一月十三日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

○公　告

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年十一月十三日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
竹田市大字倉木字森前一〇七二番二	田	七〇〇

二　農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田	令和九年一月一日	一〇年	四五、二九〇円

三　農地を利用する権利が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人大分県農業農村振興公社

理事長　岡本　天津男

大分市舞鶴町一丁目三番三十号

四　農地の所有者等の情報

阿南　長喜

五　補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに大分地方法務局竹田支局に補償金を供託する。

六　補償金の還付について

農地の所有者等は大分地方法務局竹田支局において、補償金の還付を受けることができる。